

広島県告示第六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

安芸高田市向原町坂字岩倉山一九〇九の八四、一九〇九の八五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため